

秋田県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和4年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
介護サービスセンターひない 訪問介護	大館市比内町新館字真館21 番地2	介護予防訪問介護	令和4年3月31日